

独立行政法人国立公文書館利用等規則の一部改正について (諮問)

令和5年3月
内閣府公文書管理課

<今回の利用等規則の改正の概要>

- 歴史公文書等の写しの交付については、利用等規則で国立公文書館等の長が定めることとなっており、以下の2点について改正。
 - (1) 国立公文書館における手数料の規定を変更する。
※外部委託により写しの交付に係る複製物作成業務を実施しているが、人件費及び資材の高騰が要因で、現在の手数料額を維持できないため。
 - (2) CD-Rで写しの交付を実施する方法を廃止する。

<利用等規則の改正について>

- ・ 国立公文書館等の長は、公文書管理法27条1項に基づき、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する定め（利用等規則）を定めなければならない。
- ・ 利用等規則を改正しようとするときは、内閣総理大臣への協議とその同意が必要であり（27条3項）、内閣総理大臣は同意しようとするときは公文書管理委員会に諮問しなければならない（29条2号）。

府 公 第 37 号
令和5年3月8日

公文書管理委員会
委員長 小幡 純子 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄

諮 問 書

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第29条第2号の規定に基づき、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する定め案（独立行政法人国立公文書館利用等規則案）について、諮問します。